

メール119番・FAX119番  
ご利用案内



大船渡地区消防組合消防本部

## 1 メール119番システムの概要

メール119番システムは、音声による119番通報（火災や救急などの緊急通報）が困難な聴覚障害や音声・言語機能に障害のある方等（以下「聴覚障がい者等」という。）が、携帯電話機やインターネット端末機（パソコンなど）から電子メールにより消防車や救急車の要請ができるものです。

## 2 利用対象者

大船渡市及び住田町に居住している障がい者等で、利用条件及び注意事項について承諾を得られた方が対象です。

## 3 利用条件

- (1) 大船渡市及び住田町における消防車や救急車の要請に限り利用できます。
- (2) 他の手段により緊急通報をすることができない場合の補助的手段として利用して下さい。
- (3) 事前に登録をしていただきます。
- (4) メール119番システムの利用にかかる通信料及びプロバイダー利用料は、利用者の負担となります。

## 4 利用時の注意事項

- (1) 一般の電子メールサービスを利用しているため、回線状況によっては、メールが届くのに時間がかかることや届かない場合があります。
- (2) 電子メールは、通信可能な場所から送信、受信して下さい。
- (3) 通報に用いる用語は、日本語とし、絵文字は使用しないで下さい。
- (4) 通信指令係では、「メール119番」受信後に受付した旨の返信メールを送信しますが、返信メールが届かない、消防指令センターに要請のメールが届いていない可能性がありますので、再送信するか近くにいる方に助けを求めるなど他の手段により通報して下さい。
- (5) 「メール119番」で通報した後、身の安全を守る時以外は携帯電話の電波の届かない場所への移動等はしないで下さい。消防指令センターから返信メールが届かない場合があります。また、携帯電話等の電源の切断は行わないで下さい。
- (6) 利用は、登録制としていますので登録した方以外に通報用メールアドレスを教えないで下さい。
- (7) 通報の受信時に、要請場所等の詳細が不明の場合は、要請場所等の確認のため返信メールを送信します。この場合は、救急車の到着が遅れる場合があります。
- (8) 緊急時すぐに「メール119番」が通報できるように、アドレスや通報例を登録しておいて下さい。
- (9) 「メール119番」は緊急通報用ですので、問い合わせや相談には利用しないで下さい。
- (10) 大船渡市及び住田町以外の場所にいる場合は、近くにいる方に助けを求めて下さい。

